

## 会 議 録

会議の名称	第13回 小川町学校再編等審議会			
開催日時	令和2年8月26日(水) 午後 6時30分 ~ 午後 8時48分			
開催場所	リリックおがわ 会議室1・2			
出席者	役職名	氏名	役職名	氏名
	会長	高橋 守	委員	杉田 あかね
	副会長	内田 清	委員	塩谷 武
	副会長	瀬上 仁直	委員	鈴木 好幸
	委員	松本 孝	委員	鯨井 均
	委員	原 一	委員	小野寺重雄
	委員	鈴木 幸博	委員	末藤 嘉博
	委員	佐藤由香里	委員	田中 守
	委員	遠藤奈津美	委員	寺井 貴弘
	委員	柏俣 厚一		
欠席者	役職名	氏名	役職名	氏名
	委員	笠原 康司		
会議の内容	1 開会 2 あいさつ 3 議題 (1)前回会議録等について (2)長期計画の再編案の課題について (3)その他 4 事務連絡 5 閉会			
会議の公開又は非公開の別	公開			
非公開理由				
傍聴人の数	1名			
発言の内容	別紙「審議内容」のとおり			

会議資料	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第13回小川町学校再編等審議会次第</li> <li>・第12回小川町学校再編等審議会会議録（案）</li> <li>・第12回審議会グループワークのまとめ 事務局メモ ～長期計画の再編案における課題等～</li> </ul>
事務局	学校教育課
会議録の作成方針	<input checked="" type="checkbox"/> 要点記録
その他の必要事項	
会議録の確定	<p>令和2年9月17日</p> <p style="text-align: center;">会 長   高 橋   守</p>

審 議 内 容 （発言者、発言内容、審議経過、結論等）

司会)

笠原委員の欠席について報告  
配布資料の確認

1 開会

内田副会長

2 あいさつ

高橋会長

3 議題

(1)前回会議録等について

高橋会長) それでは条例に基づき、議事を進行させていただきます。

最初に、(1)前回会議録等について、ご意見ありましたらお願いします。

事務局) 事務局より、委員の皆さまに訂正のお願いをいたします。

会議録 P. 2 の中ほど、内田副会長のご発言中、「みどりが丘小学校ができる以前、角山の児童は、大河小学校に通学していた経過があります。」とある中の「大河小学校に」の部分で、「小川小学校に」と訂正することについて、お諮りいただきたいと考えます。

高橋会長) 事務局の訂正案について、これはそのような内容で説明されたと思いますので、事務局の案のとおり訂正をよろしくお願ひいたします。ほかにかがでしょうか。

鈴木好幸委員) 訂正をお願いします。会議録 P. 1 下段部から始まる私の発言について、第 2 段落目及び第 3 段落目の内容の一部を、次のように訂正をお願いできればと思います。

「 竹沢小学校・大河小学校・みどりが丘小学校区について、子どもたちやまちづくりの観点から、意見があります。西中学校は市街化区域外であり、人口密度も低く、家屋間の距離もあります。統合に伴い、子どもたちの通学に当たっても、いろいろな面で人の流れに変化が生じると思います。児童の見守り等含め、統合先を西中学校の位置にするのではなく、市街化区域内で人口密度も高く、町のにぎわいも創出できる大河小学校の位置にする方がまちづくりの観点からよいのではないかと、思います。

それと併せてもう一点、以前、角山上・中区の児童は、小川小学校に通学していたことがあります。みどりが丘小学校の児童も全て、小川小学校に通学したほうがよいのではないかと、思います。」

高橋会長) 趣旨としては、西中学校が市街化区域外であるという点が一つ、それと家族間ではなく家屋間、ということですね。もう一点が、まちづくりの観点から、にぎわいが創出できるという点。加えて、次のページに移り、思いますという部分。

主旨の変更がないことから、この部分の訂正について、よろしいでしょうか。

後ほど、訂正部分については、事務局と鈴木好幸委員の間で書面により確認し、直していただければと思います。

それから、関連して私から1点訂正をお願いしたいと思います。会議録P. 1の(2)長期計画の再編案の課題についての私の発言中、「それではこの後、各グループワークの会場にご移動ください。」の部分について、私のこの発言の後に、鈴木好幸委員のご意見があったため、文章の流れとしてつじつまが合わなくなっています。

全体会の中でこの発言があったということを明確にし、誤解が生じる恐れをなくするため、この一文を削除したいと考えますが、よろしいでしょうか。

(委員承認)

高橋会長) ほかに何かありますか。よろしいでしょうか。

特にないようなので、前回会議録については、訂正のとおりご承認いただいたということで、よろしくお願ひします。ありがとうございました。

## 2 審議について

高橋会長) 続いて、(2)に移りたいと思います。

本日は、グループワークの中で、学校再編計画等のスケジュールに関する観点が出てきます。そのため、各グループワークに入る前に、前回、みなさんからご意見が出ていた補助金に関することや、それ以外の今日の審議に関係があると考えられる部分について、事務局より説明をお願いしたいと思います。

それを聞いてからグループワークに移りたいと思いますが、よろしいでしょうか。それでは、事務局よりお願ひします。

事務局) ただいま会長から、補助金等の説明をというお話がありましたので、私から概要程度のことを申し上げたいと思います。

現在、各グループワークにおいて、西中学校をどうするか、というのが一つのポイントになっていると理解しています。その中で、議論にあたっての参考としてお伝えさせていただくものです。また、町の財政負担に関わるころでもあると捉えていますので、申し上げます。

まず、学校施設の整備に関しまして、資金の調達状況として、大きく二つあります。一つは、国庫補助金と、もう一つが起債です。これは、それぞれ異なるものですので、分けてご説明申し上げたいと思います。

1点目、国庫補助金に関してですが、これは公立学校施設の整備に伴い、国から受ける補助金です。これについては、まず、財産処分を目安として、10年を境に変わってまいります。国庫補助を受けてから、10年以上か10年未満かにより、取扱いが2通りに分かれるということです。

また、そのそれぞれに関して、無償で処分する場合と、有償で処分する場合があります。無償で処分する場合は、たとえば学校施設以外の公共の用に供するための施設として活用する場合等です。有償で処分する場合は、例えば民間に売却する場合等です。

西中学校の状況について、結論を申し上げますと、国の資料によれば、10年以上経てば補助金の国庫への返還は不要、10年未満であれば返還が必要であると考えています。10年未満の場合には、小学校へ転用する場合でも、他施設へ

転用する場合や廃校とする場合でも、いずれの場合においても、一括で返還する必要があると考えます。

10年以上であれば、他の転用を行う場合や廃校とする場合でも、補助金の一括返還は不要であると考えます。

2点目の、起債について申し上げます。これは、町が、地方債の発行等により、外部から資金を調達している場合です。これは、施設整備に伴い、国から補助金を受けるのとは別に、町が借金をしているということです。借り入れの期間を20～25年程度で借り入れているお金があるということです。

こちらについては、借入金でございますので、所定の年数がたったからと言って、返済が不要になるものではなく、借り入れているものは毎年返済をしているという状況です。

この起債については、中学校を小学校にして利用する場合には、それまでのどおりの形で継続して返済をしていくことができますが、仮に西中学校を使用しないこととして廃校にした場合には、残債を一括して返す必要がある場合があります。

整理いたしますと、国から受けている補助金は、10年以上経過していれば、補助金の返還はいらなくなる。10年未満であれば、転用先が小学校としてであっても、他施設としてであっても、廃校する場合であっても、一括して補助金を国庫に返す必要がある、という状況だということです。

その違いは何かというと、10年以上経過していれば、特段国への支払いは生じませんが、10年未満の場合には、国に対して補助金を一括して支払う財政負担が生じる、ということです。

一方、起債については、補助金と考え方は異なり、学校が学校施設であるうちは、そのまま、今まで通りの返済を続けていくことができる。学校でなくなれば、一括して残債を返さなければならない、という状況になっているということです。以上です。

高橋会長) はい、ありがとうございました。何か、ご質問ありますか。

末藤委員) 説明が非常にわかりにくい。要は、我々が聞きたいのは、国からの補助金は下りるのか、下りないのか。その回答は何もないですね。聞きたいことに何も答えていないです。

高橋会長) 末藤委員、もう一度ご質問をお願いできますか。

末藤委員) 補助金が下りるのか、下りないのか、それだけが知りたいのだけれども、その知りたいことについては、何も回答していない。10年経つとか、経たないとかいうけれども、計画は、何年でやるっていうのは決まっているわけでしょう。そうだとしたら、その時点で、下りるのか下りないのかわかるでしょう。それをあなたは発表するべきでしょう。

事務局) 今、私がお説明申し上げたのは、今後の統合に伴って補助金が出るか出ないかという話ではございません。今後の長期計画を見据えたグループワークを進めていただく中で、施設整備や工事に関する議論も、観点としてあったと思います。

そのときに、財政負担はどうかという視点もあると承知している中で、例えば、西中学校の取扱いをどのようにするかによって、10年未満だったらどうになってしまうのか、10年以上の場合はどうなるのか、というような、ケースを分けた想定を今お話しさせていただいたということです。

高橋会長) 西中学校は既に新しく改築をしており、それについては補助金を受けて整備したということです。今の事務局の説明は、今後、その西中学校を仮に小学校に変えるという形になった場合に、10年以上経ってからそうするのであれば、補助金の返還はしないで済むということですが、10年未満でそれをした場合には、補助金を返還する必要がある、という説明でした。

それから、西中学校を使用せず、廃校にした場合には、先ほどの補助金のことに加え、起債の部分も一括して償還をしなければならない、ということでした。

末藤委員) そういう説明であるならわかりますが。

高橋会長) 今日のグループワークの観点のなかには、スケジュールに関する観点が出てきます。そのスケジュールに対し、今まで、もっと早くするべきではないか、というご意見がありました。

町の案としては10年を目途に、という諮問をいただいているので、その10年というのは、今の補助金の返済を要することなく、町に負担がかからないような形で「10年」というのが出てきたのだと思います。それよりも早くすべきだということに関しては、補助金の返還の問題を抜きにしても、この統合を早めるべきかどうか、という形の審議になっていくのだと思います。

ですから、それをやるべきなのかやらないべきなのか、ということは、このグループワークとしての意見や、審議会の意見として、委員の皆さまにまとめていただいたほうがよいのかな、と思います。それについて、関係があるので、事務局に先に説明をしていただいたということです。

統合したときに、実際に学校を作るとなると、今度は作り方について、お金がどのくらいかかるかというのは、別の問題でまた出てくるわけですが、今日の審議のスケジュールの部分に関しては、今の事務局の説明を頭に入れていただいたうえで、この審議会としてどうすべきか、という議論をしていただき、方向を出していただけたらと思います。

そのような形でお願いしたいと思います。よろしいでしょうか。

佐藤委員) あと何年で10年経つのでしょうか。

高橋会長) 今の質問は、西中学校の補助金の返還が必要なくなる10年というのはいつのことなのかという質問ですが、いかがでしょうか。

事務局) 事務局の想定では、平成26年度に改築していますので、令和7年度からであれば、10年が経過しているという認識をしています。

高橋会長) 西中学校を改築したときは平成26年度だったので、令和7年度になれば10年を過ぎる、ということですね。

事務局) このあたりの起算日の詳細等に関する明確なところについては、今データがないので、若干の差はあるかと思いますが、平成 26 年度から数えますと、令和 7 年度以降と想定していたところでございます。

末藤委員) 西中学校の改築の補助金はいくらだったのですか。

事務局) 平成 26 年度の西中学校の建物の改築には、9 億 7 千万円程度かかっており、そのうちの、大まかに 1/3 程度が国庫補助ということになっております。

高橋会長) あまり細かな数字は審議会としても掴み切れなと思いますがおおよその数字を把握しながら、審議を進めていただけたらと思います。よろしいでしょうか。

小野寺委員) 今、令和 7 年度という話がありましたが、今からあと 5 年で、10 年を迎えると考えてよろしいでしょうか。あと 5 年で、返還が不要になるという考え方で構いませんか。

事務局) はい。

高橋会長) ほかに、ありますでしょうか。

原委員) 西中学校を小学校にする際に、令和 7 年 4 月 1 日から小学校として開校できるのか、令和 7 年 4 月 1 日から工事ができるのか、そのあたりも併せて、確認していただけたらと思います。

事務局) 確認をしたいと思います。

高橋会長) 工事がいつから始まるかによって、例えば令和 7 年を過ぎてから工事を行うことが可能であるとする、統合はその後になる、という意味合いですね。建設に関して、設計等も含め、例えば 2 年程度の年数が必要だとする、令和 7 年度で 10 年を経過するけれども、統合は令和 8 年度や令和 9 年度という見込みになる、そういうことですね。

内田副会長) 今のところについて、10 年という区切りに関してもう一度確認ですが、あくまでも学校がスタートするのが令和 7 年度という捉え方ではないでしょうか。令和 7 年度で 10 年が経つこととなり、それからでないとい工事できない、ということになるのですか。

事務局) 期間については、確認したいと思います。

国の資料によれば、「国庫補助事業完了後、10 年以上経過した」とあります。具体的に、この国庫補助事業完了がいつなのか、という点を確認する必要があると考えます。財政担当等とも確認をしたいと思います。

内田副会長) もう一点、以前にも質問をさせていただいたことがあるのですが、

質問をさせていただきたいのですけれども、さきほどお話のあった西中学校に係る国庫補助金の関係で、10年未満の場合、中学校を同じ学校施設である小学校にする場合でも返還しなければならない、と今言われたように思いますが、それは、本当にそうなのですか。

疑っては申し訳ないですが、なぜ、同じ教育という立場で学校を変えるのに、償還が必要なのか。疑問があります。同じ教育施設であるにもかかわらず、本当にそのような制約があるのか、疑問です。

高橋会長) 今のご発言は、国の方針についてのご意見でした。

先ほどの事務局の説明は、ルールに則って行くと10年であるということと、起債については、廃校にしてしまうと、即返すというきまりになっている、ということでした。そのことは、押さえていただくということによろしいでしょうか。ルールを変えろと国に言うのも、なかなか大変です。

ほかにいかがでしょうか。

末藤委員) 補助金は国から1/3、残りの2/3は起債とかの借金なのですね。それは、平成26年度からの10年、という今までの流れがあったとして、それまでに返せるのですか。

事務局) 詳細については、財政担当と確認が必要と考えています。償還の期間の設定をどう組んでいるのかにより、変わってくるものと捉えています。これについては、学校教育課が設定しているものではないため、今、回答できるものはありません。

この部分については、今後、お答えできる範囲で、財政担当と確認をしてまいりたいと考えています。金額がどのくらい残るのか、償還の期間はあと何年あるのか等の細かい部分については、宿題とさせていただき、政策推進課に確認したいと思います。

高橋会長) 町が借金をして、西中学校を作ったということです。何年で返還するのか、ということについては、財政上の課題があるので、ここでははっきりしないということです。

この審議会としては、何年で返すというところまでは、深入りできないと思いますが、補助金は10年を目途ということと、それ以外に廃校とした場合には、起債の一括返還が必要となる町の状況があるということ。

このことを踏まえて、審議を進めていただければと思います。

末藤委員) 町の住民として、借金ができるということは反対です。

高橋会長) 町の財政上の問題が出てきましたが、この審議会としては、子どもたちの教育という観点で、今後どうすべきなのかということを念頭に置き、それからなお、町の財政状況も考慮しながら、学校再編の問題を審議していただけたらなと思います。

事務局) 議長よろしいですか。

さきほど末藤委員が言われたことはよくわかりました。町の借金を増やした

くないということは、そのとおりだと思います。

ただ、そもそも、なぜこの学校再編を考えたのか、ということをお聞きすると、学校施設は、どんどん老朽化しているという状況があります。大変にお金がかかるということです。教育には大変なお金がかかります。

子どもの問題意識として、今学校は老朽化して、直さなくてはいけないと思っています。しかし、直さなくてよいということであれば、将来的に劣悪な環境で、子どもたちの安全が脅かされた状態で学習が展開される、ということになります。それでよいのか、という問題があります。では、直すということになりますと、その際の費用は、補助金の交付を受けるということと、お金を借りるということになります。

再編をする・しないを別にしましても、学校を維持すること、今のまま9校を残すかあるいは何校を残すとしても、校舎はどんどん古くなっていきますので、そういう意味においては、借金がなくなるということはありません。補助金は、ほとんどが、1/3や1/2等の補助率であり、全額を国からのお金でやっているとすることはあり得ません。

末藤委員がおっしゃるような、借金をしたくないというのは、本当にそのとおりです。ですから、有利な地方債等、借金が多くならないような工夫をする、そういうタイミングでお金を借りるということは、行政としてやっていかなくてはなりませんが、借り入れをすることなく、子どもたちの安全を担保するということは非常に難しいことであり、ほぼあり得ないことだと思います。

以上です。

高橋会長) 今後の審議の過程において、全体で、学校統合をどうするかという全体のことを審議する場を設けます。こういう理由でこうすべきだ、という意見のなかで、まとめていただけたらと思います。

全体での説明は以上で終わりにしたいと思います。よろしいでしょうか。

佐藤委員) お金のことは置いておいて、子どもたちのことを考え、審議を行えばよいということですね。

高橋会長) スケジュールの問題も出てきますので、それについては、補助金の問題も絡んできます。先ほどの事務局の説明の内容も踏まえ、審議していただけたらと思います。よろしいですか。

それでは、グループワークに移っていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

(事務局より、各グループワークの会場へのご移動を案内する。)

(八和田・小川・東小川小学校区のグループは会議室3へ、竹沢・大河・みどりが丘小学校区のグループは会議室5へ移動し、グループごとに議論する。)

高橋会長) それでは、ありがとうございました。

それぞれのグループで、進み具合が若干異なっている状況かなと思います。取り上げられていた観点も、少し違いがあるように感じました。

事務局でまとめていただいた、前回のグループワークの記録を見ますと、二つのグループでそれぞれ、結論までいっているところと、そうでないところがあります。想いが語られていたり、課題を拾い上げた段階で終わっているところもあるのかなと思います。

この審議会は、審議会として一定の結論を出さなければいけません。そのためには、どういう理由でどうすべきなのか、そういう形でまとめていかなければいけません。想いだけでは終わりません。あるいは、課題を取り上げただけでは終わりません。この審議会としては、どうすべきなのか、そこまで結論を考えていただきたいと思います。

今日、いくつか残った課題で次回また、というところがあったようです。二つのグループでそれぞれ違いがありますので、事務局でまた今日の記録をまとめていただけたらと思いますので、それをもとに、私が、検討して結論を出すべき事項を整理して、みなさんに提示したいと思います。そして、次回それについて、ひとつひとつ詰めていただけたらと思います。そうすれば、審議会としての一定の結論が出るのかなと思います。

できればその資料を事前にお配りしたいと考えていますので、次回、それぞれについて、どうすべきか、どうあるべきか、という考えをまとめていただきたいと思います。そして、できれば小学校については、ある程度のグループワークとしての結論を得て、それをもとにして、小学校としての一応の方向付けをしたいと思っています。

そんな流れで進めていきたいと思いますので、今日のグループワークでのまとめを、私の方で要項を整理し、次回、両グループが同じ観点で話し合えるような形でお示しします。それをもとに検討していただけたらと思います。

それを含めて、観点①の統合の形態について、全部の観点を踏まえ、この統合をどういうふうに進めるべきか、あるいは進めない方がいいのか、結論を出し、その理由を明らかにしていく、ということにしたいと思います。

地域の問題やお金の問題等いろいろなことが出てきていますが、様々なことを総合的に判断したうえで、この諮問の内容のとおりに進めるべきなのか、あるいは修正していくべきなのか、やめるべきなのか考えをまとめていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

特にご意見なければ、そのような流れで進めていきたいと思います。よろしくお願いたします。本日の審議は、ありがとうございました。

この後、次回のスケジュールを検討して終わりにしたいと思います。次回の見通しとして、9月は1回、10月に2回、審議会を開催し、最初に立てた計画のとおりに進められればと考えています。そこで、このあと、開催日程の調整をしたいと思います。また、その中で、土曜日に開催するというご意見についても、可能かどうか検討したいと思います。

まず次回については、9月は議会があるということで、日程について大変なところがあるかと思いますが、まず事務局の都合について、いつ頃が可能でしょうか。

(9月の開催日程について調整)

高橋会長) それでは、9月15日(火) 18:30~ということをお願いいたします。  
続いて、10月の予定を決めておきたいと思います。

(10月の開催日程について、土曜日も含めて検討する。各委員の都合により、  
土曜日の開催は困難な状況であることから、平日の開催として調整を行った。)

高橋会長) それでは、10月7日(水) 18:30~、10月23日(金) 18:30~の日程で予定したいと思います。よろしくをお願いいたします。ありがとうございました。

そのほか、何かございますか。なければ、議事を終了させていただきます。  
ご協力ありがとうございました。

#### 4 事務連絡

特になし。

#### 5 閉会

瀬上副会長